



みんなで育てる 笑顔輝く 元気なまち

ガイド版

柴田町住民自治によるまちづくり基本条例

柴田町では“みんなで育てる笑顔輝く元気なまちの実現”を目指し、平成22年4月1日に「柴田町住民自治によるまちづくり基本条例」が施行されました。

▶▶▶ 1

まちづくり基本条例とは？

柴田町における「まちづくり」の基本となるルールを定めたものです。この条例には、まちづくりの考え方、住民のみなさんや議会・議員、行政等の役割のほか、まちづくりを進めるための仕組みなどを定めています。

▶▶▶ 2

どうして基本条例が必要なの？

柴田町は、これまでもたくさんの人たちが関わってまちづくりを進めてきました。今後、さらにまちづくりを発展させるためには、みんなが同じ目標を持って、助け合いながら行動することが必要です。そのため、まちづくりの基本となるルールをみんなで共有する必要があります。

▶▶▶ 3

基本条例ができるとどうなるの？

まちづくりのルールが定められることで、主体的に考えて行動する人が増え、参加と協働によるまちづくりが今まで以上に活発になり、町全体の発展にもつながります。また、みなさんが町政に参加するための仕組みが整備され、みなさんの意志を適切に反映した、開かれた町政運営が一層推進されます。

住民自治

その地方の行政が、その地方の住民の意思と責任に基づいて、自主的に処理されること。

みんなで育てる

笑顔輝く

元気なまち

まちづくりの主役は住民一人一人であり、みんなの熱意と行動力が新たなまちの魅力や活力の原動力となります。私たちが暮らしていく地域を快適で住み良いまちにしていくためには、人と人がふれあい、お互いの夢を尊重し、知恵や元気を出し合うことが大切です。そうした一人一人の結びつきを強くした絆によって笑顔が輝く元気なまちを育て、多くの人が「住んでよかった」、「来てよかった」、「これからも住みたい」と実感できるようなまちを目指します。

まちづくりの理念

- 住民が安全に、安心して暮らせるまちづくり
- 住民の一人一人が個人として尊重され、住民の思い及び活動が生かされるまちづくり
- 先人が築いてきた文化、伝統等を大切に、地域の個性を生かしたまちづくり
- 多様な団体及び個人が交流し、又は連携し、住民がお互いに助け合う思いやりのあるまちづくり
- 住民であることの誇り及びまちの良さを子どもたちに引き継ぐまちづくり

まちづくりのキーワード

+ 協働

みなさんと議会・議員や行政が、同じ目標に向かい、協力することで大きな力が生まれます。

+ 情報共有

まちづくりの基本は、みなさんと正しい情報を共有することです。みなさんも広報紙を読んだり、ホームページを見たり、まずは知ることから始めましょう。

+ 参加

まちづくりの主役は、みなさんです。まちづくりに参加しましょう。多くの方が参加することで、まちはもっと良くなります。

+ 交流と連携

先進地や他の団体などとの交流と連携から、新たなまちづくりの発見も期待できます。

まちづくりには、
みんなの力が
必要です。

みんなで育てる 笑顔輝く 元気なまち
柴田町住民自治によるまちづくり基本条例

▶▶▶ 1

住民のみなさんの役割

- ・みなさんがまちづくりの主役です。まちづくりには、みなさん一人一人の知恵や行動などが必要です。
- ・お互いの思いや考えを認め合い、まちづくりに参加しましょう。
- ・人と人とのつながり、助け合いを大切にしましょう。

▶▶▶ 2

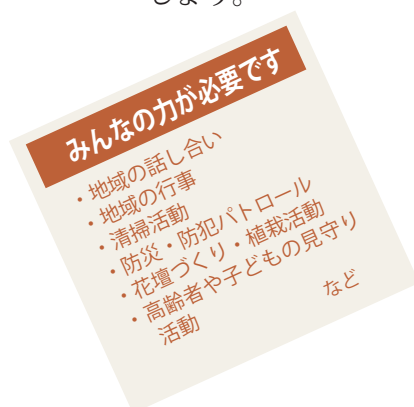
自治会等の役割

- ・いきいきとした地域をつくる活動に努めましょう。
- ・地域の活動を通じて、住民どうしのつながりを強め、支え合う地域をつくりましょう。
- ・街並や歴史・文化など、地域にある先人が築いた財産を守り育てていきましょう。

▶▶▶ 3

NPO・サークル等の団体・事業者の役割

- ・それぞれの知識や技術等を活かし、地域の一員としてまちづくりに努めましょう。



協働の進め方

- ・ 目的、計画、内容等を共有すること
- ・ お互いに認め合い、相互の信頼を築くこと
- ・ それぞれの特徴を生かし、補い合うこと
- ・ お互いに対等な立場で役割を分担すること

4

議会・議員の役割

- ・町役場の仕事をチェックします。
- ・みなさんの声を町政に反映します。
- ・調査研究に努め、政策を立案します。
- ・積極的に情報を発信し、みなさんと情報を共有します。
- ・みなさんと共にまちづくりに取り組みます。

5

行政の役割

- ・みなさんとの信頼関係を深め、みなさんと共にまちづくりに取り組みます。
- ・みなさんの取り組みを様々な方法で支援します。
- ・みなさんが理解しやすいようにわかりやすく情報を提供します。



まちづくりの
ためのさまざま
な制度

みんなで育てる 笑顔輝く 元気なまち

柴田町住民自治によるまちづくり基本条例

▶▶▶ 1 まちづくり提案制度

まちづくりに関するみなさんからのアイデアや実践活動をまちづくりに生かしていく制度です。

提案いただいた方が自ら実施する場合には、経費の一部を町が支援します。

▶▶▶ 3 出前講座

町職員がみなさんの集会等に向いて、町の事業、政策、財政、暮らし、健康や介護などについて、分かりやすくお話しします。

▶▶▶ 5 住民投票制度

町政に係る重要事項について、みなさんの意思を直接確認するための制度です。条例を平成24年度中に制定する予定です。

▶▶▶ 7 補助金・交付金制度

補助金等を交付し、コミュニティ活動の支援を行っています。

▶▶▶ 2 住民懇談会

まちづくりや地域の課題などについて、みなさんと町長が話しあう“懇談会”を開催します。

▶▶▶ 4 町長へのメッセージ

町政や町長に対する意見、要望や日頃から思うことなどを官製はがきや町ホームページから投稿できます。お寄せいただいたご意見等は、町政運営に活かしていきます。

▶▶▶ 6 パブリック・コメント制度

重要な政策・計画や条例をつくるときに、事前に案を公表し、みなさんの意見を伺い、それらを政策等に活かしていきます。

▶▶▶ 8 審査会等の委員の公募

町が設置する審議会や審査会等の委員には、原則として公募委員（町民のみなさん）を含めます。

まちづくり推進センター

まちづくり活動を支援する施設として設置しました。

- ・活動相談
- ・まちづくり支援（活動団体紹介、助成金情報等の提供）
- ・会議室や展示スペースの無償貸出

ホームページ <http://www.town.shibata.miyagi.jp/m-cen/index.html>

柴田町大字上名生字新大原194-1 イオンタウン柴田内

電話 0224-86-3631

▶▶ 1

地域コミュニティ

地域の課題解決は、地域のことを最もよく知る地域のみなさんが考え、行動することが効果的です。地域のみなさんで構成する自治会等（地域コミュニティ）の活動は、まちづくりの大きな力となります。

▶▶ 2

地域づくりの進め方

- ・みんなで話し合しましょう。
- ・共通の目標（地域の将来像）を持ち、みんなでその実現を目指しましょう。
- ・地域の誰もが自由に参加できるようにしましょう。
- ・お互いの信頼関係を築き、助け合いましょう。
- ・人材を育てましょう。

▶▶ 3

地域計画

日常生活の場である地域を点検し、地域のみなさんがみんなで話し合い、知恵を出し合って、それぞれの役割や責任を確認し、もっと住みよい地域にするためにはどうしたらよいかをまとめたものです。各自治会等では、地域の将来像を実現する具体的な計画（地域のみなさんの要望や考え方に合わせて、ひとつひとつ解決していくための具体的な計画）を策定しています。

地域の将来像

（行政区のキャッチフレーズを紹介します）

- ・第19区
「仲良く、楽しく、安全・安心に生活できる地区」
- ・第17B区
「楽しく・仲良く・明るい・ふるさとづくり」
- ・第16区
「元気なあいさつと笑顔あふれる16区」

地域で取り組む活動例

- ・ハイキングコースの整備
- ・地域清掃活動
- ・花いっぱい運動
- ・高齢者や子どもたちの見守り活動
- ・夏まつり
- ・ふれあい交流活動

など

お互いに協力して、地域のコミュニティづくりに努めるためにも、積極的に自治会等に参加し、その活動に参加しましょう。

▶▶▶

まちづくり基本条例審議会

まちづくりの実施状況を検証する機関として、学識経験者のほか、町民のみなさんからの公募による委員9名で構成される審議会を設置しています。

平成22年10月から定期的に審議会が開かれ、まちづくり基本条例で制定を義務付けている条例の審査やまちづくりの実施状況を検証しています。

お問合せ

柴田町役場 まちづくり政策課

〒989-1692 宮城県柴田郡柴田町船岡中央2-3-45

Tel:0224-54-2111 Fax:0224-55-4172

まちづくり基本条例本文は、町のホームページからダウンロードすることができます。
(http://www.town.shibata.miyagi.jp/m-cen/05_ki_01.html)

